

優先権証明書のオンライン化のための規定整備

産業構造審議会知的財産分科会 第47回特許制度小委員会

令和4年9月26日

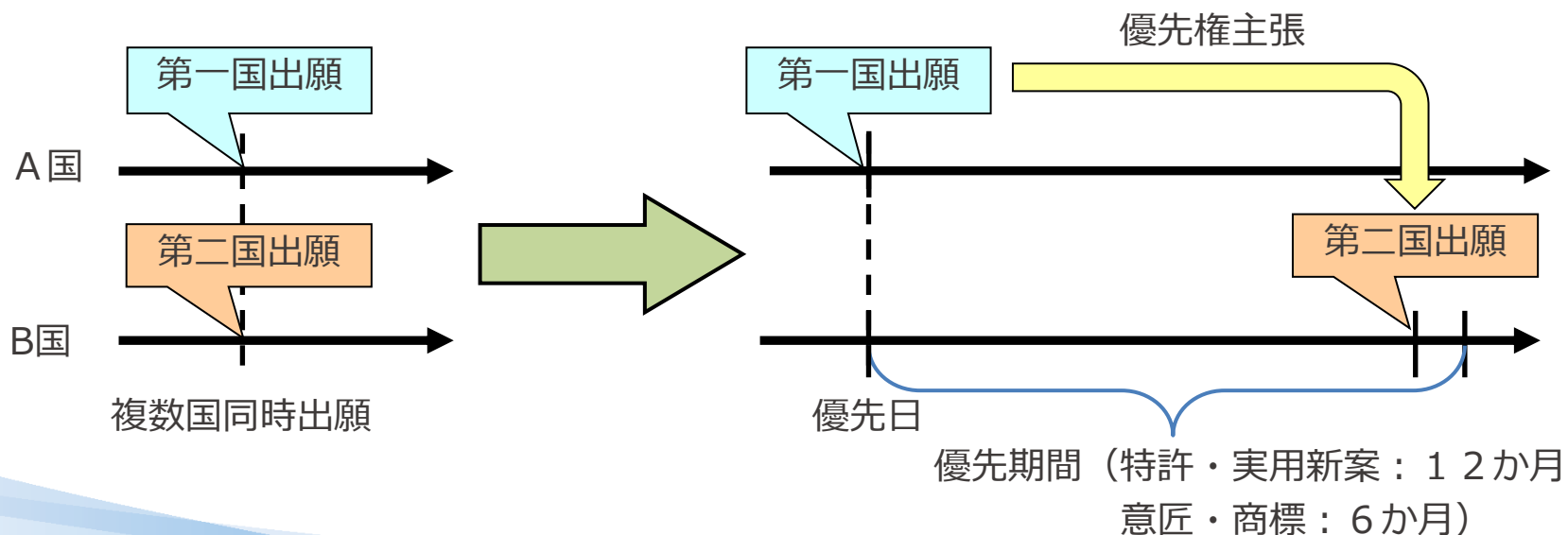


現行制度（パリ条約による優先権について）

[概要]

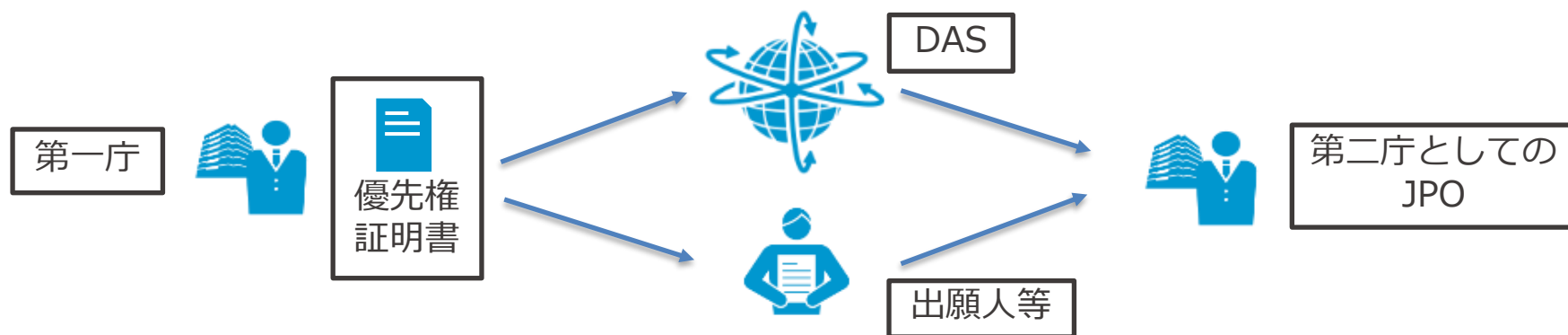
- パリ条約による優先権とは、第一国に出願した者が、その出願の内容について優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国の出願の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日(優先日)を基準に判断されるという制度（パリ条約第4条）。
- 同一の発明を複数国に同時出願するためには、同時期に翻訳等の準備や各国ごとに異なる出願手続への対応が必要となるから、出願人に負担が大きい。

➡ パリ条約による優先権は、このような出願人の負担軽減のために設けられた。



現行制度（優先権証明書の提出について）

- パリ条約による優先権を主張してJPOに出願する際には、出願人又はその代理人（以下「出願人等」という。）は、第一庁(※1)で発行された優先権証明書について、①書面により原本を提出する(特許法第43条第2項)ことを原則とし、②世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS※2）等を利用した電子的交換を行うことで、提出したものとみなされる（特許法第43条第5項）。
- 電子的交換ができない場合（※3）には、書面による原本の提出に限られる。



優先権証明書提出件数（日本国特許庁に対する出願人からの提出件数。なお、括弧内は電子的交換の割合）（2020年）

特許・実用 12,813件（86.6%）、意匠 6,424件（45.1%）、商標2,215件（0%）

（2022年4月7日時点特許庁調べ）

※1 優先権主張の基礎となる出願をした知財庁

※2 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）
DAS参加庁間で優先権証明書の電子的交換が可能。証明書の書面提出が不要となる。

※3 第一庁がDASに不参加の場合や、DASの対象外である商標登録出願の場合

現行制度の課題・検討案

[オンライン化の課題]

- 法令上、第一庁が書面で発行した証明書を出願人側で電子化したもの（写し）及び第一庁が電子で発行した証明書そのものの提出が認められていない。



[検討案]

特許法等において、以下の必要な制度改正を行う。

- 優先権証明書の写しの提出を許容する。
- 優先権証明書のオンライン提出を可能とする。

※「特許法等」・・・特許法を準用する実用新案法・意匠法・商標法を含む。

○特許法

第四十三条 （略）

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められた**パリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したもの**を次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

3～4 （略）

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によりパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

6～9 （略）